

## 加減算型 IC カード利用約款

### 第1条 約款の主旨

総合メディカル株式会社（以下「当社」という。）は、電子情報による前払式代金決済のため加算型 IC カード（以下「IC カード」という。）をこの約款にもとづいて、IC カードを利用者へ貸与するものとし、IC カードの貸与者（以下「お客様」という。）が IC カードを使用する場合は、この約款の内容を承諾したものといたします。

### 第2条 語意

この約款における用語の意義は次に定めるところとします。

1. IC カード この約款にもとづき取引代金の支払に利用することができる電子情報を記録することができる集積回路付の証票。
2. 電子入金 IC カードに電子情報としての金額を加算する入力行為のこと。
3. 電子出金 IC カードに電子情報としての金額を減算する入力行為のこと。
4. 利用可能残高 IC カードに入力されている利用可能金額
5. 入金機 電子入金をすることができる機器
6. 精算機 IC カードの預り金及び利用可能残高を返金する機器
7. カード利用機器 電子出金することができる機器

### 第3条 IC カードの貸与

1. 当社は IC カードをお客様へ無料で貸与するものとします。
2. お客様の作為、不作為に関わらず、IC カードを破損、紛失、あるいは第三者へ譲渡した場合、当社はその所有権を侵したものとみなし、お客様へ損害賠償を請求できるものとします。
3. お客様は、IC カードを利用しなくなった場合、当社の指定する場所へそれを返却するものとします。

### 第4条 電子入金

お客様は、当社が指定する入金機により IC カードへ入金上限額の範囲内において利用可能金額を繰り返し電子入金することができます。この場合、電子入金の単位は当社の定めるところによるものとします。

### 第5条 ご利用可能残高の確認

ご利用可能残高は、当社が指定する入金機、カード利用機器、精算機にて確認することができます。

### 第6条 IC カードが利用できない場合

次の場合には、IC カードを利用することができません。

- ① IC カードが偽造もしくは変造、あるいは当社指定の入金機を利用せず、不正に利用可能残高を電子入力した場合。
- ② お客様が違法に IC カードを取得、あるいは違法に取得されたものと知りながら IC カードを利用する場合。
- ③ IC カードの破損、あるいは IC カードに入力された電子情報が破損した場合。
- ④ カード利用機器の故障、あるいは停電等のやむを得ない事由により電子出金ができない場合

### 第7条 換金の禁止

1. 利用可能残高の払戻しはしないものとします。但し次の事由の場合、当社は当社の指定する方法で払戻しをする場合があります。
  - ① 当社の都合、または IC カードが貸与される施設の都合により、IC カードの利用を停止する場合。
  - ② お客様の事情により IC カードの利用が著しく困難となり、且つ当社がそれを認めた場合。
2. 前項の事情に関わらず、利用可能残高を当社が確認できない場合は、払戻ししないものとします。
3. 利用可能残高相当分の払戻しをする場合、当社は利用可能残高から当社の定める払戻手数料を控除する場合があります。

### 第8条 取扱の変更

この約款を変更する場合は、当社は一定の期間において周知の方法をとるものとします。予告期間経過後は変更後の約款を適用します。

### 附則

この約款は、平成 23 年 4 月 1 日から適用します。